

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートリアル神保原店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町四百九十四 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ジャスコ神保原駅前店

（変更後）メガセンタートリアル神保原店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）イオン株式会社 代表者 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計六者

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表者 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

ハ 変更年月日

平成二十二年四月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十二年四月二十七日

二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課